# 税制改正大綱の概略と
# 改正スケジュール

# 主な税制改正のスケジュール

Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 令和３年度税制改正大綱　概略　①法人税

| 項　目 | 内　容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設 | ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生及び民間におけるデジタル化の促進のため、デジタル技術を活用した企業変革（DX）への投資促進税制が創設されます。<br><br>①産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人で事業適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、下記②に掲げる資産の取得等をして国内にある事業の用に供したときは、特別償却（30%）または税額控除（3% or 5%）の選択適用ができるようになります。<br>②対象資産:<br>事業適応設備に該当するソフトウェア、機械装置、器具備品、繰延資産<br>③控除税額はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による控除税額との合計で法人税額の20%が上限となります。 | 産業競争力強化法改正法施行の日から<br>令和5年3月31日までの間に取得等をして国内にある事業の用に供した対象資産に適用 |
| カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 | 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」という目標に向けた投資促進税制が創設されます。<br><br>①産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人で同法の中長期環境適応計画（仮称）の認定を受けたものが、その計画に従って中長期環境適応生産性向上設備（仮称）または中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等をして国内にある事業の用に供したときは、特別償却（50%）または税額控除（5% or 10%）ができるようになります。<br>②控除税額はDX投資促進税制による控除税額との合計で法人税額の20%が上限となります。 | 産業競争力強化法改正法施行の日から<br>令和6年3月31日までの間に取得等をして国内にある事業の用に供した対象資産に適用 |
| 人材確保等促進税制への見直し・延長 | コロナ禍を踏まえ、賃上げ及び投資の促進に関する制度が見直されます。<br><br>①青色申告法人で国内新規雇用者に対する給与等の増加割合が前期比2%以上であるときは、一定の新規雇用者給与等支給額の15%（教育訓練費の額の増加割合が前期比20%以上であるときは20%）の税額控除ができるようになります（設備投資要件は無くなります）。<br>②控除税額は法人税額の20%が上限となります。 | 令和3年4月1日から<br>令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 令和３年度税制改正大綱　概略　①法人税

| 項　目 | 内　容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| 繰越欠損金の<br>控除上限の<br>特例の創設 | コロナ禍による欠損金については、一定期間に限り、DXやカーボンニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において最大100%までの控除が可能となります。<br><br>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が一定の期間内に事業適応計画（仮称）の認定を受けたもののうち、その計画に従って事業適応（仮称）を実施するものの適用年度において特例対象欠損金額（※）がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得金額（50%超の部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限定）の範囲内で損金算入できることになります。<br>※　令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額 | 下記のいずれにも該当する事業年度に適用<br>①基準事業年度（特例対象欠損金額が生じた事業年度のうち一定の事業年度）開始の日以後5年以内に開始した事業年度<br>②事業適応計画の実施時期を含む事業年度<br>③令和8年4月1日以前に開始する事業年度 |
| 中小企業M&A<br>税制の創設 | 中小企業の再編を促すため、M&A後に生じた想定外の損失に対応できるよう、買収額の一定割合を損失準備金として損金に算入できる制度が創設されます。<br><br>①中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告法人のうち同法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限定）の認定を受けたものが、その計画に従って他の法人の株式等を取得等して一定要件を満たす場合には、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額は損金算入できるようになります。<br>②①の準備金は、その株式の全部または一部を有しなくなった場合その他一定の場合には取り崩すほか、5年間の据置期間経過後、原則として5年間で均等額を取り崩して益金算入することになります。 | 中小企業等経営強化法改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得した対象株式等に適用 |
| 中小企業向け<br>各種税制の<br>見直し・延長等 | 各制度が以下の見直しの上、その適用期間が2年延長されます。<br>①所得拡大促進税制（適用要件及び税額控除率25%要件の判定見直しあり）<br>②中小企業者等の法人税の軽減税率の特例<br>③中小企業投資促進税制<br>対象となる指定事業に、不動産業、物品賃貸業、料亭・バー等の一定の事業が追加されます。 | 令和5年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 令和３年度税制改正大綱　概略　②所得税・資産課税

| 項　目 | 内　容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| 住宅ローン控除減税の延長・要件緩和 | ①住宅ローン控除を13年間受けられる特例が2年間延長されます。<br>新築家屋：令和2年10月1日から令和3年9月30日までの契約締結<br>上記以外：令和2年12月1日から令和3年11月30日までの契約締結<br>②①の場合で、合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋も対象となります。 | 令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居した場合に適用 |
| 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の据え置き等 | 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、下記の改正がおこなわれます。<br><br>①令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額が、1,500万円のまま据え置かれます。<br>※上記の非課税限度額は、耐震・省エネまたはバリアフリーの住宅用家屋に係るものであり、一般の住宅用家屋の場合は1,000万円<br>②受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げられます。 | 令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用 |
| 教育資金の一括贈与の非課税の見直し・延長 | 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税について下記の改正がおこなわれた上で、その適用期限が2年延長されます。<br><br>①贈与者が死亡した場合に未利用である管理残額がある場合には、その管理残額が相続税の課税対象となります。ただし、受贈者が下記のいずれかに該当する場合は除きます。<br>・23歳未満である<br>・学校等に在学している<br>・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している<br>②①の場合で、孫等に相続税が課税されるときは、相続税の2割加算の対象となります。 | 令和3年4月1日以後の贈与等について適用し、令和5年3月31日まで延長 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 令和３年度税制改正大綱　概略　②所得税・資産課税

| 項　目 | 内　容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し | 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について下記の改正が行われた上で、その適用期限が2年延長されます。<br><br>①贈与者が死亡した場合に未利用である管理残額がある場合で、その管理残額に相続税が課税されるときは、相続税の2割加算の対象となります。<br>②受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。 | 改正は令和3年4月1日以後の贈与等について適用し、令和5年3月31日まで延長 |
| 非上場株式等の相続税の納税猶予制度の要件緩和 | 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができるようになります。<br><br>①被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合<br>②後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合 | 大綱に明記されず |
| 土地等に係る固定資産税等の負担調整措置 | 令和3年度は3年に1度の固定資産税評価額の評価替えの年にあたりますが、負担調整措置（※）が令和3年度から令和5年度まで継続されます。<br><br>※　固定資産税評価額が増額した場合に、固定資産税等の負担が急激に増加しないように課税標準額を段階的に引き上げる措置 | 令和3年度から<br>令和5年度まで |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 令和３年度税制改正大綱　概略　③納税環境等

| 項　目 | 内　容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| 税務関係書類の<br>押印義務の見直し | 行政手続のコスト削減や税務手続の負担軽減の観点から、提出者等の押印が必要だった税務関係書類について、担保提供関係書類や遺産分割協議書等の一定の書類を除き、押印が不要となります。 | 令和3年4月1日以後に<br>提出する税務関係書類等<br>について適用 |
| 電子帳簿等保存制度<br>の見直し | ①国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度・国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、承認制度が廃止されます。<br>②一定の要件を満たす電子的帳簿は電子データのまま保存する事が可能となります。<br>③タイムスタンプ要件が大幅に緩和され、スキャナで読み取る際に行う書類への自署の不要や適正事務処理要件（相互けん制等）が廃止されます。 | 令和4年1月1日から施行 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 法人課税

# DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

（法人税・法人住民税・法人事業税・所得税）

**ポ イ ン ト**

ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革を実現するため、一定の要件を満たす設備投資について、税額控除又は特別償却を認める措置が新たに講じられます。

**改 正 内 容**

1．適用までの流れ（イメージ）

青色申告書を提出する法人 → 産業競争力強化法の改正法の事業適応計画（仮称）（※） → 主務大臣の認定 → 対象設備導入 → 同法の事業適応（仮称）用のソフトウェア、ソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産に限る）

2．課税の特例の内容

| 認定要件 | 対象設備 | 税額控除 | 控除限度額 | 特別償却 |
|---|---|---|---|---|
| 【デジタル（D）要件】<br>①データ連携・共有<br>②クラウド技術の活用<br>③情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得<br>【企業変革（X）要件】<br>①全社の意思決定に基づくもの<br>②一定以上の生産性向上等が見込まれる | ・ソフトウエア<br>・繰延資産（クラウドシステム移行への初期費用）<br>・器具備品、機械装置（ソフトウエア、繰延資産と連携して使用するものに限る） | 取得価額（300億円を限度）×3%（グループ外の事業者とのデータ連携の場合は5%） | カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除と合計で当期法人税額の20%が限度 | 取得価額（300億円を限度）×30% |

※　改正する産業競争力強化法にもとづく事業適応計画（仮称）については、現時点では詳細は不明です。

（出典）経済産業省資料を一部加筆

**適 用 時 期**

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に取得等をして、国内にある事業の用に供した場合について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

（法人税・法人住民税・法人事業税）

**ポ イ ン ト**

温室効果ガスの排出削減に向け、一定の要件を満たす設備投資について税額控除又は特別償却を認める措置が新たに講じられます。

**改 正 内 容**

1．適用までの流れ（イメージ）

青色申告書を提出する法人 → 産業競争力強化法の改正法の中長期環境適応計画（仮称）（※） → 同法による計画認定 → 対象設備導入 → 中長期環境適応生産性向上設備（仮称）、中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）

2．課税の特例の内容

| 対象設備 | 対象設備の範囲 | 税額控除 | 控除限度額 | 特別償却 |
|---|---|---|---|---|
| 大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備 | 機械装置<br>（温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備） | 取得価額（500億円を限度）×10% | DX投資促進税制の控除税額と合計で当期の法人税額の20% | 取得価額（500億円を限度）×50% |
| 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備 | 導入により事業所等の炭素生産性が1%以上向上する機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物<br>（事業所等の炭素生産性を相当程度向上させる計画に必要となる設備） | 取得価額（500億円を限度）×5%<br>（3年以内に10%以上向上の場合は10%） | | |

※　改正する産業競争力強化法にもとづく中長期環境適応計画（仮称）については、現時点では詳細は不明です。

（出典：経済産業省資料を一部加筆）

**適 用 時 期**

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に取得等をして、国内にある事業の用に供した場合について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（法人税・法人住民税・法人事業税）

**ポ イ ン ト**

コロナ禍による欠損金について、一定期間に限り、DX（デジタルトランスフォーメーション）やカーボンニュートラル等の事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において最大100%までの控除が可能になります。

**改 正 内 容**

1．制度の概要

青色申告法人が、一定の期間内に産業競争力強化法の改正法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合において、その適用事業年度において特例対象欠損金額（※1）があるときには、その特例対象欠損金額について、最長5年間、その控除上限を累積投資残額（※2）の範囲内で最大100%に引き上げる制度が創設されます。

※1　令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額をいいます。

※2　事業適応計画に従っておこなった投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいいます。

2．欠損金額の控除上限のイメージ図

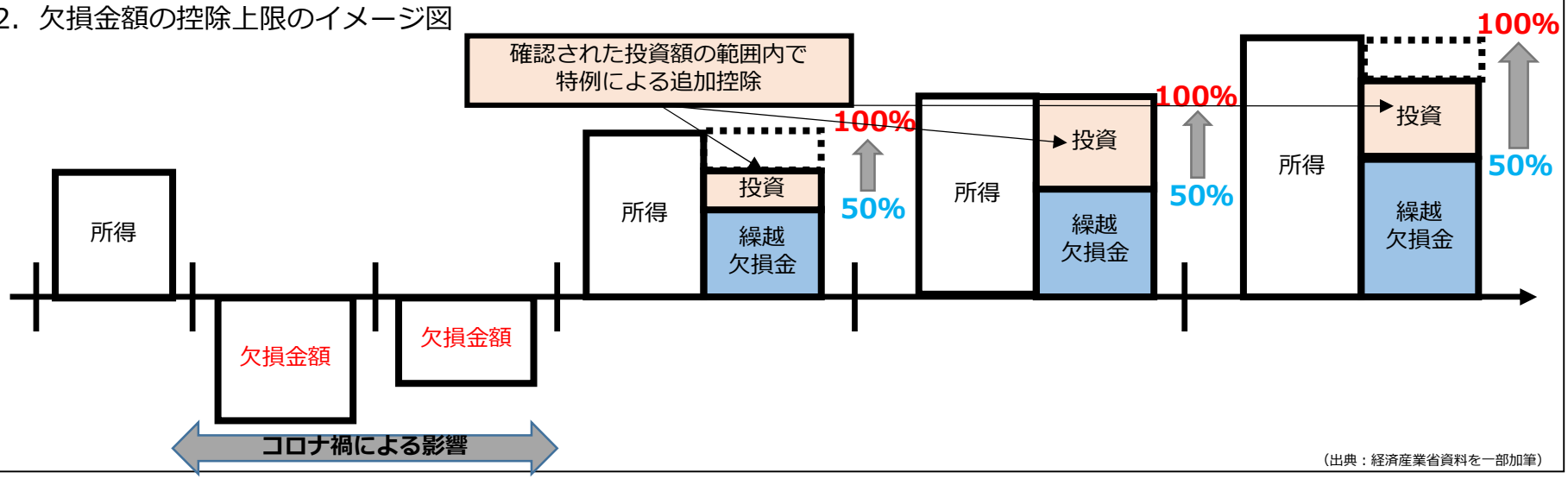


（出典：経済産業省資料を一部加筆）

**適 用 時 期**

下記のいずれにも該当する事業年度について適用

①特例対象欠損金額が生じた事業年度のうち一定の事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度

②事業適応計画の実施時期を含む事業年度　③令和8年4月1日以前に開始する事業年度


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 試験研究費の総額に係る税額控除制度の見直し（法人税・所得税）

**ポ イ ン ト**

試験研究の総額に係る税額控除制度について、税額控除率の見直し（増加インセンティブの強化）及び下限の引下げ、控除税額の上限の上乗せが講じられ、その適用期限が2年間延長されます。

**改 正 内 容**

■ 税額控除率の見直し（下限の引下げと増加インセンティブの強化）

| 現　行 | | 改正案 | |
|---|---|---|---|
| 増減試験研究費割合 | 税額控除率 | 増減試験研究費割合 | 税額控除率 |
| 8%以下 | 9.9%－（8%－増減試験研究費割合）×0.175（下限：6%） | 9.4%以下 | 10.145%－（9.4%－増減試験研究費割合）×0.175（下限：2%） |
| 8%超 | 9.9%＋（増減試験研究費割合-8%）×0.3（上限：14%（原則10%）） | 9.4%超 | 10.145%＋（増減試験研究費割合－9.4%）×0.35（上限：14%（原則10%）） |

■ 控除税額の上限の上乗せ

| 現　行 | 改正案 | |
|---|---|---|
| 税額控除の上限額 | 上乗せ措置要件 | 税額控除の上限額 |
| 【売上高試験研究費割合≦10%】法人税額×25% | ①基準年度比売上金額減少割合≧2%（※）<br>②試験研究費＞基準年度試験研究費<br>※　基準年度：令和２年２月１日前に最後に終了した事業年度（コロナ前） | 【売上高試験研究費割合≦10%】法人税額×30%（5%上乗せ） |

■売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置の適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されます。

**適 用 時 期**

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業技術基盤強化税制の見直し（法人税・法人住民税・所得税）

**ポ イ ン ト**

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率の見直し（増加インセンティブの強化）及び控除税額の上限の上乗せが講じられ、その適用期限が2年間延長されます。

**改 正 内 容**

■ 税額控除率の見直し（増加インセンティブの強化）

| 現　行 | | 改正案 | |
|---|---|---|---|
| 増減試験研究費割合 | 税額控除額（次のいずれか小さい額） | 増減試験研究費割合 | 税額控除額（次のいずれか小さい額） |
| 8%超 | ①12%＋（増減試験研究費割合-8%）×0.3<br>（上限：17%）<br>②法人税額×（25%＋10%） | 9.4%超 | ①12%＋（増減試験研究費割合ー9.4%）×0.35<br>（上限：17%）<br>②法人税額×（25%＋10%） |

■ 控除税額の上限の上乗せ

| 現　行 | 改正案 | |
|---|---|---|
| 税額控除の上限額 | 上乗せ措置要件 | 税額控除の上限額 |
| 【増減試験研究費割合≦8%】<br>法人税額×25% | ①基準年度比売上金額減少割合≧2%（※）<br>②試験研究費＞基準年度試験研究費<br>※　基準年度：令和２年２月１日前に最後に終了した事業年度（コロナ前） | 【増減試験研究費割合≦9.4%】<br>法人税額×30%【５%上乗せ】 |
| 【増減試験研究費割合＞8%】<br>法人税額×35% | | 【増減試験研究費割合＞9.4%】<br>法人税額×40%【５%上乗せ】 |

■売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置の適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されます。

**適 用 時 期**

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 試験研究費の範囲の見直し（法人税・法人住民税・所得税）

**ポイント**

研究開発税制の対象となる試験研究費について、自社利用ソフトウエアに係る試験研究費が追加されるなど、対象範囲の見直しがおこなわれます。

**改正内容**

【範囲の見直し】
研究開発税制の対象となる試験研究費に、研究開発費として損金経理をした金額で、非試験研究用資産（※１）の取得価額に含まれるものが加えられます。
また、上記に伴い、売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とされます。

| 現　行 | 改正案 |
|---|---|
| 販売目的ソフトウエア（※2） | 同左（改正無し） |
| リバースエンジニアリング（※3） | 除外 |
| ― | 自社利用ソフトウエアを追加（※4） |

※1　非試験研究用資産とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいいます。
※2　いわゆるパッケージ販売のためのソフトウエアをいいます。
※3　新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないものをいいます。
※4　いわゆるクラウド環境を通じてサービス提供を行うソフトウエアなどをいいます。

【範囲の明確化】
開発中の技術が開発する者の業務改善に資する場合であっても、その技術に係る試験研究が工学または自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等が明確化されます。

**適用時期**

明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し（法人税・法人住民税）

**ポイント**

・対象となる特別試験研究費が見直されます。
・共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善がおこなわれます。

**改正内容**

| | | 連携先 | 改正案による特別試験研究費の範囲の見直し | 税額控除率 |
|---|---|---|---|---|
| 税額控除限度額 | 共同試験研究 | 特別研究機関等・大学等 | • 人文系の研究機関を追加<br>• 大学等との研究について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定（中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます）及び農業協同組合等は現行どおり） | 30% |
| | | 研究開発型ベンチャー企業 | • 国立研究開発法人の外部化法人との共同研究を追加<br>• 関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究についても同様 | 25% |
| | | 他の者（民間企業等） | – | 20% |
| | 委託試験研究 | 特別研究機関等・大学等 | • 上記「共同試験研究　特別研究機関等・大学等」と同様 | 30% |
| | | 研究開発型ベンチャー企業 | • 国立研究開発法人の外部化法人への委託研究を追加<br>• 関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様 | 25% |
| | | 中小企業者等 | • 一定の要件を満たすものに限定（「単なる外注」を対象から除外） | 20% |
| | | 他の者（民間企業等） | – | |

**適用時期**

令和3年4月1日年から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 人材確保等促進税制の見直し・延長（法人税・法人住民税）

**ポ イ ン ト**

大企業向けの賃上げ及び投資促進税制が見直され、新規雇用者の給与支給額に着目した税制となり、設備投資要件は廃止されます。

**改 正 内 容**

■ 現行及び改正案の適用要件・税額控除額の比較

| 項目 | | 現　行 | 改正案 |
|---|---|---|---|
| 適用要件 | ① | 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること | 同左 |
| | ② | 継続雇用者給与等支給額が前年度比で3%以上増加 | 新規雇用者給与等支給額（※1,2）が前年度比で2%以上増加 |
| | ③ | 国内設備投資額が償却費総額の95%以上 | 廃止 |
| | ④ | 教育訓練費が直近2年度の平均比で20%以上増加 | 教育訓練費が前年度比で20%以上増加 |
| 税額控除 | | ・要件①～③を満たす場合<br>雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の15%<br>・要件①～④を満たす場合<br>雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の20%<br>・法人税額の20%が控除限度額 | ・要件②を満たす場合<br>控除対象新規雇用者給与等支給額（※3）の15%<br>・要件②④を満たす場合<br>控除対象新規雇用者給与等支給額（※3）の20%<br>・法人税額の20%が控除限度額 |

※1　国内事業所で新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者に対し雇用した日から1年以内に支給する給与等支給額をいいます。
※2　前年度及び当年度の新規雇用者給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額は控除されません。
※3　国内事業所で新たに雇用した者に対し雇用した日から1年以内に支給する給与等支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額から前年度の雇用者給与等支給額（比較雇用者給与等支給額）を控除した金額が上限とされます。

**適 用 時 期**

令和3年4月1日年から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 人材確保等促進税制の見直し（地方税）

**ポイント**

賃上げ及び設備投資を行った場合の外形標準課税（付加価値割）の課税標準からの控除制度が見直されます。また、中小企業者等の税額控除制度も見直されることとなります。

**改正内容**

大企業

■ 賃上げ及び設備投資を行った場合の外形標準課税（付加価値割）の課税標準からの控除制度の見直し

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|---|---|---|
| 適用要件 | 前項の「人材確保等促進税制への見直し・延長」における現行の適用要件①～③ | 前項の「人材確保等促進税制への見直し・延長」における改正案の適用要件①② |
| 付加価値割の課税標準からの控除額 | （雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額）×（収益配分額－雇用安定控除額）÷収益配分額 | 控除対象新規雇用者給与等支給額 |

**適用時期**

令和3年4月1日年から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 所得拡大促進税制の見直し・延長（法人税・法人住民税・所得税）

**ポイント**

中小企業における所得拡大促進税制について、下記の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。また、本税制について中小企業者等に係る法人住民税にも適用されます。

**改正内容**

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 【適用要件】<br>要件1　雇用者給与等支給額が前年度以上<br>要件2　継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加<br>（ここが見直し） | 【適用要件】<br>要件1　撤廃<br>要件2　雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加（※1）<br>（ここが見直し） |
| 【税額控除】<br>通常　：雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除<br>上乗せ　：下記の要件を満たす場合は25%の税額控除<br>①継続雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加<br>②次のいずれかを満たす場合<br>・教育訓練費が対前年度比10%以上増加<br>・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること | 【税額控除】<br>通常　：雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除（※2）<br>上乗せ　：下記の要件を満たす場合は25%の税額控除<br>①雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加<br>②次のいずれかを満たす場合<br>（同左）<br>（ここが見直し） |
| 【控除限度額】　法人税額の20% | 【控除限度額】　法人税額の20% |

※1　雇用者給与等支給額からは、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととします。
※2　税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに準ずるものの額を控除して計算した金額を上限とします。

**適用時期**

令和3年4月1日年から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長（法人税・法人住民税）

**ポイント**

中小企業者等の年800万円以下の所得金額に適用する法人税の軽減税率について、適用期限が2年間延長されます。

**改正内容**

| 法人及び所得の区分 | | 法人税率 |
|---|---|---|
| 中小法人（※1）、一般社団法人等及び人格のない社団等 | 年800万円以下の金額 | 15% |
| | 年800万円超の金額 | 23.2% |
| 中小法人以外の普通法人 | | 23.2% |

※1　中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（みなし大法人（※2）を除く）をいいます。
※2　みなし大法人とは、次に掲げる法人をいいます。
　①大法人（※3）の100%子法人
　②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人
※3　資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限ります）又は受託法人の100%子法人をいいます。

**適用時期**

令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業投資促進税制の延長等（法人税・所得税）

**ポ イ ン ト**

中小企業投資促進税制について、次の見直しをおこなった上で、適用期限が２年間延長されます。

**改 正 内 容**

| 項 目 | 現 行 | 改正案 |
|---|---|---|
| 対象者 | ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） | ・現行に商店街等振興組合を追加 |
| | ・従業員数1000人以下の個人事業主 | |
| 対象業種 | ・製造業他23業種（性風俗関連特殊営業に該当するものは除かれます） | ・現行に下記を追加<br>①その他の飲食店業に「料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員がおこなうものに限る」を追加<br>②不動産業、物品賃貸業を追加 |
| 対象資産 | ・機械及び装置（1台160万円以上）<br>・測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）<br>・一定のソフトウエア（一のソフトウエアが70万円以上、複数合計70万円以上）<br>（複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く）<br>・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）<br>・内航船舶（取得価格の75%が対象） | |
| | ・匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものも対象 | ・匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものは除外 |
| 措置内容 | ・個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業 ⇒ 30%特別償却または7%税額控除<br>・資本金3,000万円超1億円以下の中小企業 ⇒ 30%特別償却 | |

（出典：経済産業省資料を一部加筆）

**適 用 時 期**

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業経営強化税制の延長等（法人税・所得税）

**ポイント**

・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は廃止されます。
・中小企業経営強化税制について、対象設備が追加された上、適用期限が2年延長されます。

**改正内容**

■ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は適用期限の令和3年3月31日の到来をもって廃止されます。

■中小企業経営強化税制

| 設備の種類<br>（価額要件） | 機械装置<br>（160万円以上） | ソフトウエア<br>（70万円以上） | 工具・器具備品<br>（30万円以上） | 建物附属設備<br>（60万円以上） |
|---|---|---|---|---|
| 要件 | ・生産性向上設備（A類型：生産性が旧モデル比年平均1%以上向上）<br>・収益力強化設備（B類型：投資収益率が年平均5%以上のパッケージ投資）<br>・デジタル化設備（C類型：遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能）<br>・経営資源集約化設備（D類型：修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 | | | ⇒変更なし<br>⇒変更なし<br>⇒変更なし<br>⇒追加 |
| その他の要件 | ・生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは対象外）<br>・国内への投資であること<br>・中古資産・貸付資産でないこと等 | | | ⇒変更なし |
| 税制措置 | ・即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下又は個人事業主は10%） | | | ⇒変更なし |

**適用時期**

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長等

（法人税・法人住民税・法人事業税）

**ポ イ ン ト**

中小企業防災・減災投資促進税制について、一部見直しをおこなった上で、適用期限が2年間延長されます。

**改 正 内 容**

| 項　目 | 改正案 |
|---|---|
| 対象会社及び適用要件 | ①中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等<br>②対象資産をその認定を受けた日から1年以内に取得等をして、事業の用に供すること |
| 追加対象資産 | ①架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る）及び無停電電源装置<br>②感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ<br>③資本的支出により取得等をする資産 |
| 除外対象資産 | ①火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター<br>②資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの |
| 特別償却率 | 20%（現行から変更なし）<br>ただし、令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率は18%へ引下げ |

**適 用 時 期**

令和元年7月16日から令和5年3月31日までの間に認定を受け、その認定の日から1年以内に取得等をして事業の用に供した場合について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 株式対価M&Aを促進するための措置の創設①（法人税・所得税）

**ポ イ ン ト**

株式対価M&Aについて買収される会社の株主が譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設されます。

**改 正 内 容**

法人または個人（下記の図の株主）が、会社法の株式交付（※1）により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式等の譲渡損益に対する課税が繰り延べられます。
また、対価として交付するのは自社株式と併せて金銭等も一定割合（※2）認められます。（※3）
なお、株式交付親会社は、その確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書（株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類）を添付する必要があります(株式交換及び株式移転も同様）。

※1 株式の交付とは、株式会社が他の株式会社を、その子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（改正会社法第二条第三二号の二）。
※2 譲渡損益の繰り延べは、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。
※3 外国法人株主の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られる。

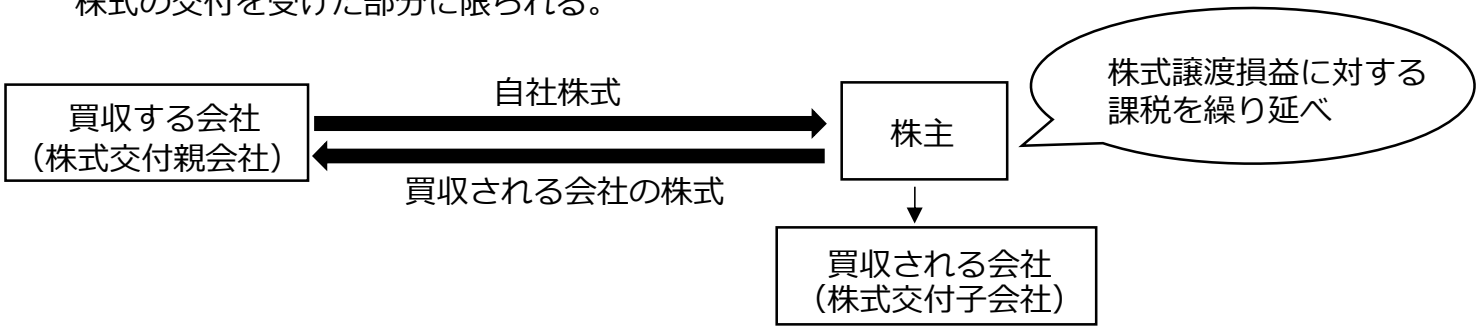


（出典：経済産業省）

**適 用 時 期**

明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 株式対価M&Aを促進するための措置の創設②（法人税・所得税）

**ポ イ ン ト**

「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例」は、廃止されます。

**改 正 内 容**

今回の改正を受け、類似制度であった「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例」は、廃止されます。
この特例は、平成30年度税制改正により、産業競争力強化法に基づいて創設されましたが、今回、株式対価M&Aを促進するための措置が創設されたことにより廃止されることになります。

| 比較項目 | 株式対価M&A | 特別事業再編 |
|---|---|---|
| 対価の種類 | 株式交付親会社の自社株式、金銭等（※1） | 株式交付親会社の自社株式のみ |
| 課税関係 | 一定の場合に課税の繰り延べ（※2） | 課税の繰り延べ |
| 株式交付親会社の対応 | 確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を添付 | 特別事業再編計画について所管省庁の認定が必要 |
| その他 | ・事前認定不要<br>・期限の定めなし | 令和3年3月31日までの認定をもって廃止 |

※1　金銭等のみは不可
※2　対価の80%以上が自社株式の場合は課税の繰り延べとなり、それ以外の場合は課税


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設（法人税）

**ポイント**

株式譲渡によるM&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務・偶発債務等）に備えるため、取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた場合には、当該金額がその事業年度に損金算入され、据置期間経過後5年間にわたり益金算入される措置が講じられます。

**改正内容**

1．中小企業事業再編投資損失準備金の積立

| 項　目 | 改正案 |
|---|---|
| 対象法人 | 青色申告書を提出する中小企業者（※1）（適用除外事業者に該当するものを除く）のうち、経営資源集約化措置（仮称）が記載された経営力向上計画の認定を受けたもの |
| 株式取得保有要件 | 経営力向上計画にしたがって他の法人の株式等の取得（※2）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日までに引き続き有している場合（※3） |
| 損金算入要件 | 株価の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立て |

2．中小企業事業再編投資損失準備金の取崩

| 項　目 | 改正案 |
|---|---|
| 取崩期間<br>取崩方法 | ①5年間の据置期間経過後、5年間で均等額を取崩して益金算入<br>②株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合にはその都度益金算入 |

※1　中小企業者とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいいます。
※2　購入による取得に限ります。
※3　その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除きます。

**適用時期**

改正中小企業者等経営強化法の施行の日から令和6年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 寄附金の損金不算入制度の見直し

**ポイント**

特定公益増進法人等に対する寄附金の対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金が除かれます。またみなし寄附金制度について事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額が除外されます。

**改正内容**

| 項　目 | 改正案 |
|---|---|
| 特定公益増進法人等に対する寄附金 | 特定公益法人等に対する寄附金の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外 |
| みなし寄附金制度 | みなし寄附金制度について、その対象となる寄附金の額から収益事業以外の事業のために支出した金額のうち事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除外 |

**適用時期**

明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 地域未来投資促進税制の拡充・延長（法人税、地方税）

**ポイント**

地域未来投資促進税制について、対象事業にサプライチェーンの強靭化に資する類型を加えるなど、所定の措置を講じた上で、適用期限が2年間延長されます。
（所得税も同様）

**改正内容**

| 項目 | 現行 | 改正案（対象となる事業により分類） |
|---|---|---|
| 課税特例の要件 | ① 先進性を有すること<br>② 総投資額が2,000万円以上であること<br>③ 前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること<br>④ 対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業の市場伸び率+5%以上であること | ①通常の類型：　ⅰ 投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上見込まれること<br>①新設）サプライチェーンの強靭化に資する類型　ⅰ 海外に生産拠点が集中する一定の製品の製造をすること　ⅱ その地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でのその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれること<br>②から④は現行どおり |
| 上乗せ要件 | 前年度の付加価値増加率が8%以上 | 投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれること |
| 特定非常災害に関する特例 | ・計画の承認を受けた日が特定非常災害発生の日から5年又は3年を経過していない場合<br>・対象区域は承認地域経済牽引事業の実施場所が生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区であること | ・承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日が1年を経過していない場合<br>・対象区域は特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区のうちその特定非常災害に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域 |

**適用時期**

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 国際金融都市に向けた税制上の措置（法人税・法人住民税・法人事業税）

**ポイント**

特定投資運用業者の業務執行役員に対する業績連動給与について、一定の要件を満たすことにより当該法人の課税所得の計算上、損金の額に算入することが可能となります。

**改正内容**

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|---|---|---|
| 対象会社 | 内国法人（同族法人にあっては、非同族会社との間に当該法人による完全支配関係があるものに限ります） | 青色申告法人で特定投資運用業者（※1）の該当及び投資家の事前承認要件（※2）の充足が追加されます。 |
| 算定及び開示要件 | ①利益の状況を示す指標を有価証券報告書へ記載すること<br>②報酬委員会のその算定方法の決定等の日以後遅滞なく、有価証券報告書等により開示されていること | ①特定投資運用業者については、提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官がインターネットに公表したものは、利益に関する指標が記載された有価証券報告書とみなされます。<br>②業績連動給与に係る算定方法の内容を報酬委員会の決定等の日以後遅滞なく、事業報告書に記載し、かつ、説明書類に記載して公表等した場合は有価証券報告書等での開示要件を満たすこととされます。 |

※1　特定投資運用業者とは、その事業年度の収益の額の合計額のうちに占める金融商品取引業者等の投資運用業等の業務に係る収益の額の合計額の割合が75%以上の法人（有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除きます）をいいます。

※2　投資家の事前承認要件とは、次のいずれかの要件を満たすことをいいます。

①運用財産に係るファンド契約書等にその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法を記載すること

②適用を受けようとする事業年度開始前に運用財産に係る投資事業有限責任組合の組合員の集会等でその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法についての報告が行われ、かつ、その議事録にその報告につき組合員等から異議があった旨の記載又は記録がないこと

（注）業績連動給与は、運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎とした客観的なものに限ります。

**適用時期**

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（改正金融商品取引法施行日以後に終了する事業年度に限る）について適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 事業税の課税標準の特例の拡充

**ポ イ ン ト**

電気事業法の改正に伴い、またガス事業会計規則の改正を前提に、収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一定の金額が追加されます。

**改 正 内 容**

【新設】

| 項　目 | 取扱い |
|---|---|
| （１）電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例 | 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の金額を追加<br>「広域的運営推進機関が交付する電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金」 |
| （２）ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例 | ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の金額を追加<br>「特別一般ガス導管事業者によるガス小売事業又はガス製造事業の兼務が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となったガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、ガスの安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額」 |

**適 用 時 期**

上記（１）は、令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用
上記（２）は、令和4年4月1日から5年間に限る


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－拡充等）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり拡充されます。

**改 正 内 容**

【拡充等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） | |
|---|---|---|
| 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の過疎地域に係る措置 | ①対象法人 | 青色申告提出法人 |
| | ②対象地域 | 新過疎法の過疎地域のうち市町村が定める過疎計画（仮称）において産業振興施策促進事項（仮称）に記載されている地域の区域内 |
| | ③対象資産 | 機械装置、建物等および構築物（※1） |
| | ④対象事業及び取得価額要件 | ⅰ製造業：一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額500万円以上（※2）<br>ⅱ農林水産物等販売業：一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額500万円以上<br>ⅲ旅館業：一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額500万円以上（※2）<br>ⅳ情報サービス業等：一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額500万円以上 |
| | ⑤割増償却率 | ⅰ機械装置：32%<br>ⅱ建物等及び構築物：48% |

※1　取得等は取得又は製作若しくは建設をいい、建物等にあっては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含みます。なお、資本金の額等が5,000万円超である法人又は適用除外事業者に該当する法人にあっては、新設又は増設による取得等に限ります。

※2　資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人又は適用除外事業者に該当する法人は2,000万円以上


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－延長、廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト** その他の租税特別措置について、下記のとおり延長、廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【延長】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （１）事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | 令和5年3月31日まで2年延長（所得税についても同様） |
| （２）沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除 | 令和4年3月31日まで1年延長 |

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （１）高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除 | 所要の経過措置が講じられた上、令和3年3月31日をもって廃止（所得税についても同様） |
| （２）中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び特定事業継続力強化設備等の特別償却 | みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者の株式のうちその投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する措置を廃止 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト** その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （３）沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除 | ①対象資産：「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の5G情報通信システムに該当するものが、同法の認定導入計画に記載されたもので認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象となるもの（認定特定高度情報通信技術活用設備）に限定。<br>②適用期限：令和4年3月31日まで1年延長 |
| （４）沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | ①対象資産：5G情報通信システムに該当するものを、認定特定高度情報通信技術活用設備に限定。<br>②適用期限：令和4年3月31日まで1年延長 |
| （５）沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | ①対象事業：こん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業を除外<br>②対象資産：5G情報通信システムに該当するものを認定特定高度情報通信技術活用設備に限定<br>③特別償却制度における対象資産の取得価額が一定の金額以上であるとの要件における取得価額：法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額<br>④適用期限：令和4年3月31日まで1年延長（特別償却制度は所得税も同様） |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト** その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （６）沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | ①対象事業：こん包業を除外<br>②対象資産：5G情報通信システムに該当するものを認定特定高度情報通信技術活用設備に限定<br>③特別償却制度における対象資産の取得価額が一定の金額以上であるとの要件における取得価額：法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額<br>④適用期限：令和4年3月31日まで1年延長（特別償却制度は所得税も同様） |
| （７）沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | ①対象事業：自然科学研究所、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所及び税理士事務所に属する事業を除外<br>②対象資産：5G情報通信システムに該当するものを認定特定高度情報通信技術活用設備に限定<br>③特別償却制度における対象資産の取得価額が一定の金額以上であるとの要件における取得価額：法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額<br>④適用期限：令和4年3月31日まで1年延長（特別償却制度は所得税も同様） |
| （８）大企業向けの研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定の不適用措置の見直し | ①対象範囲：カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除を追加<br>②継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に雇用調整助成金及びこれに類するものを控除しない<br>③適用期限：令和6年3月31日まで3年延長（所得税も同様） |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （９）再生可能エネルギー発電設備等の特別償却 | 適用期限（令和3年3月31日）をもって廃止（所得税についても同様） |
| （10）船舶の特別償却 | ①外航船舶<br>ｉ事業の経営の合理化及び環境への負担の低減に係る要件の見直し<br>②内航船舶<br>ｉ事業の経営の合理化及び環境への負担の低減に係る要件の見直し<br>ⅱ匿名組合契約等の目的である船舶賃渡業の用に供される船舶を除外<br>③適用期限：令和5年3月31日まで2年延長 |
| （11）関西文化学術研究都市の文化学術研究地域における文化学術研究施設の特別償却 | ①施設規模要件：3億円以上から3.5億円以上に引き上げ<br>②適用期限：令和5年3月31日まで2年延長 |
| （12）共同利用施設の特別償却 | ①取得価額要件：200万円以上から400万円以上に引き上げ<br>②適用期限：令和5年3月31日まで2年延長 |
| （13）沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却 | ①取得価額要件：法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額<br>②適用期限：令和4年3月31日まで1年延長（所得税についても同様） |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト** その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （14）特定地域における工業用機械等の特別償却（半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置） | ①取得価額要件：法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額<br>②適用期限：令和5年3月31日まで2年延長（所得税についても同様） |
| （15）特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村に係る措置） | 令和3年3月31日をもって廃止（所得税についても同様） |
| （16）医療用機器等の特別償却 | ①診療所の全身用CT・全身用MRIの配置効率化等を促す措置が講じられます。<br>②対象機器の見直し<br>③適用期限：令和5年3月31日まで２年延長（所得税についても同様） |
| （17）特定都市再生建築物の割増償却 | ①要件の追加：ⅰ民間都市再生事業計画の認定要件に複合用途開発であること<br>ⅱ民間都市再生事業計画の認定要件にオフィスの基準階面積が1,000㎡以上であること<br>②適用期限：令和5年3月31日まで2年延長（所得税についても同様） |
| （18）中小企業者等の貸倒引当金の特例 | ①対象事業：割賦販売小売業、包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業<br>②法定繰入率：1,000分の7（現行：1,000分の13）に引下げ |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（国税－廃止・縮減等）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減等】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （19）沖縄の国際物流拠点産業集積地域の認定法人の所得控除 | ①対象事業：こん包業を除外<br>②適用期限：令和4年3月31日まで1年延長 |
| （20）沖縄の経済金融生活化特別地区における認定法人の所得控除 | ①対象事業：自然科学研究所、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所及び税理士事務所に属する事業を除外<br>②適用期限：令和4年3月31日まで1年延長 |
| （21）技術研究組合の所得の計算の特例 | ①対象資産：鉱業権を除外<br>②適用期限：令和6年3月31日まで3年延長 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（地方税－延長、廃止）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり延長又は廃止・縮減等されます。

**改 正 内 容**

【延長】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例 | ①電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、卸電力取引市場において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加<br>②適用期限：令和6年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長 |

【廃止】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却または中小企業者等の税額控除制度 | 経過措置が講じられた上で、令和3年3月31日をもって廃止 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（事業所税－延長・拡充等）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり延長・拡充等されます。

**改 正 内 容**

【拡充】

| 項　目 | 取扱い |
|---|---|
| （１）認可地縁団体の制度の見直しに伴う課税特例措置の対象の拡充 | 地方自治法の改正を前提に、認可地縁団体の認可要件の見直しが行われた後も、引き続き公益法人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置が講じられます。 |
| （２）事業所税の非課税措置の対象施設の追加 | 一定の電気事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に配電事業及び特定卸供給事業の用に供する施設が追加されます。<br>※　上記の改正は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用 |

【延長】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （１）企業主導型保育事業の用に供する施設において行う事業に係る課税標準の特例措置 | 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が設置する一定の保育施設において行う事業に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年延長 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（事業所税－延長）

**ポ イ ン ト** その他の租税特別措置について、下記のとおり延長されます。

**改 正 内 容**

【延長】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （２）沖縄の観光地形成促進地域における資産割に係る課税標準の特例 | 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における特定民間観光関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例の適用期限を令和4年3月31日まで1年延長 |
| （３）沖縄の情報通信産業特別地区・地域における資産割に係る課税標準の特例 | 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域における一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例の適用期限を令和4年3月31日まで1年延長 |
| （４）沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における資産割に係る課税標準の特例 | 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例の適用期限を令和4年3月31日まで1年延長 |
| （５）沖縄の国際物流拠点産業集積地域における資産割に係る課税標準の特例 | 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域における一定の産業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例の適用期限を令和4年3月31日まで1年延長 |
| （６）特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割に係る課税標準の特例 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例の適用期限を令和5年3月31日まで2年延長 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他の租税特別措置法（事業所税・固定資産税－廃止・縮減）

**ポ イ ン ト**　その他の租税特別措置について、下記のとおり廃止・縮減されます。

**改 正 内 容**

【廃止・縮減】

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （１）生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例 | 生産性向上特別措置法の廃止及び認定先端設備等導入計画等に係る規定の他法への移管を前提に、適用期限の令和5年3月31日まで2年延長に関し、所要の措置が講じられます。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止され、関係規定が削除されます。<br>※　・適用期限の2年延長は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月6日）での決定事項<br>・上記の関係規定の削除は、令和5年4月1日から施行 |
| （２）農水産業協同組合貯金保険機構に係る事業所税の非課税 | 農水産業協同組合貯金保険法の改正を前提に、農水産業協同組合貯金保険機構の業務範囲の見直しが行われた後も、引き続き収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置が講じられます。 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他（法人税）

**ポ イ ン ト**　その他、下記の措置が講じられます。

**改 正 内 容**

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （１）電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 | ①電気ガス供給施設利用権（無形固定資産）の範囲：電気事業法の配電事業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、その電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利を追加<br>（所得税についても同様）<br>②工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象事業に電気事業法の配電事業を追加 |
| （２）特定公益増進法人等に係る見直し | 特定公益増進法人の範囲に試験研究業務を行う地方独立行政法人のうち定款に出資に関する業務を行う旨の定めがあるものを追加<br>（所得税についても同様） |
| （３）貸倒引当金制度の適用を受けることができる法人 | ①割賦販売法の改正に伴い、同法の登録少額包括信用購入あっせん業者に該当する法人を追加<br>②その法人に係る対象となる金銭債権が、同法の規定により基礎特定信用情報として指定信用情報機関に提供された支払時期未到来等の包括信用購入あっせんに係る金銭債権とされます。 |
| （４）医薬品医療機器等法の課徴金及び延滞金の損金不算入 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法における課徴金及び延滞金は損金不算入<br>（所得税についても同様） |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# その他（法人税）

**ポ イ ン ト**　その他、下記の措置が講じられます。

**改 正 内 容**

| 項　目 | 取扱い（適用期限等） |
|---|---|
| （５）社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件 | 関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人は、引き続き、公益法人等（法人税法別表第二）とされます。 |
| （６）農水産業協同組合貯金保険機構の業務範囲の見直し | 農水産業協同組合貯金保険法の改正を前提に、農水産業協同組合貯金保険機構の業務範囲の見直しが行われた後も、引き続き、公益法人等（法人税法別表第二）とされます。 |
| （７）認可地縁団体の認可要件の見直し | 地方自治法の改正を前提に、認可地縁団体の認可要件の見直しが行われた後も、引き続き、公益法人等とみなされます。 |


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 地方税その他（法人事業税）

**ポ イ ン ト**　電気事業法の改正に伴い、法人事業税の課税方式について見直しがおこなわれます。

**改 正 内 容**

電気供給業のうち、配電事業に係る法人及び特定卸供給事業に係る法人、それぞれについて一般の事業と同様の課税方式の実現に向け、課税方式が下記のとおりとなります。

1．配電事業に係る法人

| 法人事業税 |
|---|
| 収入割 |
| 1.3% |
| （※） |

【分割基準】
①課税標準の4分の3：事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量
②課税標準の4分の１:事務所等の固定資産の価額
③電線路がない場合：事務所等の固定資産の価額

2．特定卸供給事業に係る法人

（１）資本金1億円超の普通法人

| 法人事業税 | 付加価値割 |
|---|---|
| 収入割 | 0.37% |
| 1.05% | 資本割 |
| （※） | 0.15% |

（２）資本金1億円以下の普通法人等

| 法人事業税 | 法人事業税 |
|---|---|
| 収入割 | 所得割 |
| 1.05% | 1.85% |
| （※） | |

分割基準については（１）（２）ともに、
①課税標準の4分の3：
事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
②課税標準の4分の1：
事務所等の固定資産の価額
③発電所用の固定資産がない場合：
事務所等の固定資産の価額

※　うち、0.3%は特別法人事業税に係る税率

**適 用 時 期**　令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 国際課税

# 国際金融都市に向けた税制上の措置

**ポ イ ン ト**

PE課税の特例である外国組合員に対する課税の特例について、いわゆるファンド・オブ・ファンズの場合に持分割合の判定要件の変更がなされ、特例適用申告書等の提出について電磁的方法による提供をおこなう事ができるようになります。

**改 正 内 容**

| 項　目 | 取扱い |
|---|---|
| 1．投資組合財産に対する持分割合の要件 | 特例適用投資組合契約を締結している外国組合員が組合契約（当該特例適用投資組合契約を除く）を締結している場合の当該特例適用投資組合契約に係る組合財産（投資組合財産）に対する持分割合の要件について、当該特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約（一定の要件を満たすものに限る）に係る組合財産として当該投資組合財産に対する持分を有する者（当該外国組合員及び特殊の関係のある者を除く）の持分割合を除外して判定することとなります。 |

| 項　目 | 取扱い |
|---|---|
| 2．特例適用申告書等の提出手続 | （1）特例適用申告書等及び特例適用投資組合契約等の契約書の写し等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供をおこなうことができることとされます。<br>（2）配分の取扱者が特例適用申告書等の写しを作成し、当該特例適用申告書等の写しを保存することに代えて、当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができることとされます。<br>（3）特例適用申告書及び特例適用投資組合契約等の契約書の写し等を5年ごとに提出することとされます。 |

**適 用 時 期**

明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子提出等①

**ポイント**

書面による提出に代えて、特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供等をおこなうことができるようになります。

**改正内容**

1．振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置が講じられます。

（1）次に掲げる書類の特定振替機関等に対する書面による提出に代えて、特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供をおこなうことができることとされます。
①振替国債等の利子の課税の特例における一定の書類
②振替社債等の利子等の課税の特例又は振替割引債の差益金額等の課税の特例における一定の書類
③民間国外債等の利子の課税の特例における非課税適用申告書

（2）適格外国仲介業者の承認申請書又は適格口座管理機関の承認申請書に記載すべき事項の電磁的方法による提供をおこなう者は、当該書類に係る添付書類の特定振替機関に対する書面による提出に代えて、当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供に併せて特定振替機関に対して当該添付書類に記載すべき事項をスキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（一定の要件を満たすものに限る）の提供をおこなうことができることとされます。

（3）民間国外債等の利子の支払をする者が上記（1）③に掲げる書類の写しを作成し、当該書類の写しを保存することに代えて、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができることとされます。

2．外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、次の措置が講じられた上、その適用期限が3年延長されます。

（1）非課税適用申告書等の国内金融機関等又は金融商品取引清算機関に対する書面による提出について、上記1．（1）と同様の措置が講じられます。

（2）国内金融機関等又は金融商品取引清算機関による上記（1）の書類の写しの作成及び当該書類の写しの保存について、上記1．（3）と同様の措置が講じられます。

**適用時期**

上記1．は、明記なし
上記2．は、適用期限が令和3年4月1日から3年延長


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子提出等②

**ポイント**

書面による提出に代えて、特定金融機関等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供等をおこなうことができるようになります。また、条約届出等の提出手続きについて、一定の場合に電磁的方法による提供等をおこなうことができるようになります。

**改正内容**

３．外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、次の措置が講じられた上、特定外国法人が特定金融機関等との間でおこなう債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が2年延長されます。

（１）非課税適用申告書等の特定金融機関等に対する書面による提出について、前ページ１．（１）と同様の措置が講じられます。

（２）特定金融機関等による上記（１）の書類の写しの作成及び当該書類の写しの保存について、前ページ１．（３）と同様の措置が講じられます。

４．条約届出書等の提出手続について、次の措置が講じられます。

（１）源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、源泉徴収義務者等で 一定の要件を満たすものに対して条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供をおこなうことができることとされます。

（２）条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供をおこなう者は、当該条約届出書等に係る添付書類の源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、当該条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に併せて源泉徴収義務者等に対して当該添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（当該添付書類が居住者証明書等である場合には、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録で一定の要件を満たすものに限る）の提供をおこなうことができることとされます。

**適用時期**

上記３．は、適用期限が令和3年4月1日から2年延長
上記４．は、明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の取扱いの見直し

**ポイント**

外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金算入や外国税額控除の取扱いが、受け取る配当等についての、外国子会社配当益金不算入制度の適用に係る区分および外国子会社合算税制との二重課税調整の対象に係る区分と対応するように見直されます。

**改正内容**

| 内　容 | 改正案 |
|---|---|
| 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱いの見直し | （１）外国子会社（※1）から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分に限る）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち、いわゆる「外国子会社合算税制」との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限られることとなります。<br>（⇔　現行は、全額損金算入）<br><br>（２）外国子会社から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分に限る）に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その配当等の額のうち、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につき、その適用が認められるようになります。<br>（⇔　現行は、全額不適用）<br>（注）これにより外国税額控除の適用を受ける場合には、その対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入となります。<br><br>（３）特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しがおこなわれます。 |

※1　内国法人が発行済株式等の25%以上を配当等の支払義務確定日以前6ヶ月以上継続して保有している外国法人

**適用時期**

明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation

# 国際課税　その他

**ポ　イ　ン　ト**

・対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、見直しがおこなわれます。
・外国法人のPEに帰せられるべき資本に対応する負債利子の損金不算制度について、損金不算入額の算定の方法が見直されます。

**改　正　内　容**

| 内　容 | 改正案 |
|---|---|
| １．対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）における対象外支払利子等の額の範囲、対象純支払利子等の額の計算についての見直し | （１）対象外支払利子等の額に、次の金額を含めることとなります。<br>①生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額<br>②損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額<br><br>（２）対象純支払利子等の額（※）の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額（収益の分配の額のうち公社債の利子からなる部分の金額）を、受取利子等の額に加えることができることとなります。<br>※　対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額 |
| ２．外国法人の恒久的施設（PE）に帰せられるべき資本に対応する負債利子の損金不算入額の算定方法の見直し | 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債利子の損金不算入額は、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払いの基因となる負債その他資金の調達に係る負債の総額（⇔現行は、その利子の支払の基因となる負債の総額）に占める割合を乗じて計算することとなります。 |

**適　用　時　期**

上記１．は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度分の法人税について適用
上記２．は、明記なし


Copyright©2021 Asahi Tax Corporation